

食安輸発第0126007号
平成21年 1 月 2 6 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査の強化について
(ペルー産キノア及びその加工品)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号((最終改正：平成20年12月19日付け食安輸発第1219001号))に基づき実施しているところです。

今般、モニタリング検査の結果、ペルー産キノアにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

1 対象食品

ペルー産キノア及びその加工品（簡易な加工に限る。）

2 検査項目及び検査頻度

- (1) SK FOOD INTERNATIONAL INC が包装又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、メタミドホスに係る自主検査を実施するよう指導すること。
- (2) 1の食品について、残留農薬（メタミドホスを含む。）に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(参 考)

1. 品 名：キノア
2. 生産国：ペルー
3. 包装者：SK FOOD INTERNATIONAL INC
4. 検査結果：メタミドホス 0.03ppm（基準値：0.01ppm）
5. 検 疫 所：名古屋検疫所（届出受付番号：第53006071591号1欄）
6. 輸 入 者：桜井食品 株式会社